

徳川幕府の三大改革研究序説

大 淵 三 洋*¹

Three Major Reforms Study Introductions of the Tokugawa Shougunate

Mitsuhiro OFUCHI *¹

In other words, in the early modern times of our country, the ruling system of the Edo period is called the Tokugawa Shougunate. The Tokugawa Shougunate has general characteristics of the feudalism.

I analyze the Tokugawa Shougunate and summary of three reforms, from the viewpoint of economic and fiscal finance, examine. This paper is to discuss the contribution to future economic reform and fiscal reform.

1. はじめに

我が国の近世、換言すれば、江戸時代の統治体制は、その歴史的特質に基づいて、一般に幕藩体制と呼ばれている。この幕藩体制は、まず封建制社会である事を基本的性格としている。しかし、中世に位置する鎌倉時代も、また封建制であり、その封建制が鎌倉時代と室町時代を経て、近世の封建制に推移するという解釈が、一般的であった。だが、この間に封建制は大きく変化している。それゆえ、封建制を前期と後期に区分するという解釈も存在する。これに対し、その大きい変化を本質的なものとし、中世は封建制に非ずとし、近世のいわゆる幕藩体制においてのみ、初めて封建制という体制が成立したとの解釈が、抬頭してきた¹⁾。筆者は、後者の立場を是とし、封建制として論じていく。すなわち、封建制を江戸時代の幕藩体制と解釈する。幕藩体制は、封建制の一般的性格を有し、それが純粋な形で現れているところに特色があるが、更に、封建的土地所有者である領主の支配体制が、西欧の中世の封建制と異なる独自の性格を保有している点に、大きな特色がある。換言するならば、幕藩体制に見出される領

主の支配体制は、幕府と藩²⁾という形で実現し、かつ幕府を統一権力とし、恩貸制（恩給制）に貫かれた藩及び家臣団によって、階級秩序が維持されているという、優れて集権的性格を有する点に特色が存在する³⁾。

幕政は、各所管担当によって運営されたが、諸統制下に組み込まれた諸藩は、中央集権を遂げた幕府の権威の下に服従して、強い統制を受けていたが、それぞれの領地と領民とを直接支配するという独立的性格も有しており、幕政も幕藩体制を基礎として、支配統制と運営が実施されていた。すなわち、国元には国家老を中心に寺社と町奉行や大目付、勘定所、郡代及び郡奉行が置かれて、それぞれの職務を遂行し、江戸では江戸家老以下の諸役人によって、各種の任務が果たされていたのである。更に、この領地と領民の支配は幕府法の規定に依るものであり、幕府が地縁的結合を否定し、これを基本に、幕府と藩による全国の土地と領民を、完全に支配する封建的国家機構が、徳川幕藩体制をより堅固に築く事となった。しかしながら、幕藩体制下の機構上の最高権力者として位置した将軍は、諸大名から庶民に至るまでの統一封建実力者として、全国の支配者であると同時に

*1 日本大学国際関係学部国際総合政策学科 教授 Professor, Department of International Studies, College of International Relations, Nihon University

に、また地方では、一大名の性格を有していた事から、徳川氏自身も他大名を圧倒するに足る、優位な経済力と財政力を確立する必要があった。

江戸時代の幕藩体制は、極めて複雑である。まず政治制度としては、中央政府である徳川幕府と、地方自治体である諸藩の二重構造になっていた。幕府は、中央集権をめざし、諸藩は、地方自治をめざして活動していた。こうした二重構造が、財政制度にも影響を及ぼした。江戸時代、徳川幕府を始め諸藩の大名は、経済の基盤を米に置いていた。換言するならば、毎年、大坂の堂島で立てられる米相場によって、収入が量られた。当時の総人口は、約3000万人であり、一人当たりの生活費は、米1石と考えられていた。年貢の米は、主税とされていたのである⁴⁾。

江戸時代において、「経済」という用語は、通常、中国の随・唐の時代に用いられた古典である、『抱朴子』⁵⁾の「経国済民」⁶⁾の四文字熟語の2文字に由来している。また、「財政」⁷⁾とは、経済の延長線上にあり、最も簡単に説明するならば、「国の経済」を意味する。ただし、江戸時代において、現在の国という概念は、存在していなかった。ただ、行政区画の一つ、あるいは、諸大名の領地を意味していただけである。現在の国の概念が使用されたのは、1871(明治4)年の廃藩置県以後の事である。江戸時代には、国は幕府が統括した「天下」という用語が、存在していたに過ぎない。本稿では、国を天下という意味で使用する事とする。

本稿執筆の目的は、経済及び財政の観点から、幕藩体制と三大改革の梗概を分析考察し、後世の経済改革については、財政改革への貢献を論じる事にある。

2. 類のない泰平の世

通説として、江戸時代は、1603(慶長8)年に、徳川家康が江戸に幕府を開いた時点から始まり、1867(慶応4)年に、15代将軍徳川慶喜の大政奉還で終焉する。その間、265年の長きに渡り継続された。これ程の長期間、平和が持続した例は、近世の世界史上、極めて稀有とあってよい。

泰平を背景に文化も発展し、17世紀末には、上方で元禄文化、19世紀初頭には、江戸の町民を中心にした化政文化が、興隆している。家康が幕府を開いた時点では、現在の滋賀県から東の東国政権としての性格を有しているに過ぎなかった。1614(慶長19)年の大坂冬の陣、翌年の同夏の陣で豊臣家を滅ぼして、西国にまで権力を及ぼし、熊本の加藤家を改易した3代将軍の徳川家光の時代になって、九州を含めた全国に権勢が、行き届くようになったのである。

17世紀の後半から、18世紀の後半にかけての100年間は、江戸幕府では5代将軍徳川綱吉政権から、新井白石が政権の中樞を占めた6代将軍徳川家宣、7代将軍徳川家継政権を経て、8代将軍徳川吉宗、9代将軍徳川家重と将軍職は、継承されていく。更に、田沼意次が権勢を振るった10代将軍徳川家治政権に到るまで、基本的に、農業の生産力が向上し、商業も活発となり、農業従事者である百姓や、流通に携わる町人達の生活は、比較的安定し、元禄文化と宝暦・天明期文化を生み出す基となったのである。この1世紀の間に形成された、社会の制度や価値観、あるいは文化の中で、かなりの部分が次の時代に継承された。更に、この時期の価値観等は、時を繋いで、現在まで生き残っているものも少なくない。価値観の元になった制度的枠組みは、5代将軍綱吉政権で始まり、8代将軍吉宗政権で制度の確立が図られたのである。このような、元禄時代からの100年の我が国の社会進歩の前提になったのは、東アジアの平和の到来であった⁸⁾。

1615(元和元)年に発布された「武家諸法度」の第1条「文武弓馬の道、専ら相嗜むべき事」を、1683(天和3)年に、5代将軍徳川綱吉は「文武忠孝を励まし、礼儀を正すべき事」と改めさせた⁹⁾。この法度内容の変更もあり、世の中は平和を疑う事なく、もはや戦いを前提とした将軍権力による軍役発動と、軍事指揮権を通じた権力編成の論理は、用をなさないものとなったというのが、正鵠を射ているであろう。

大坂夏の陣以降¹⁰⁾、大きな合戦もなくなり、天下泰平の世になった。戦乱が止んで泰平になった事を「元和偃武」という。偃武の意味は、武器

を倉庫にしまい鍵をかけ、2度と出さないという事である。すなわち、向後は我が国において、一切の戦いを否定するという平和宣言である。

徳川幕府や諸藩は、軍事政府といってよい。本来ならば、平和な時代における経済と財政は、文官が実施すればよいが、軍事政府が行う以上、軍人がその掌握をする必要がある。その結果、従来通り、武士階級が幕府や藩を形成したのである。しかしながら、武士階級も、従来の如く、刀や槍を振り回す時代ではなくなった。武から文への時代転換である。中国の古典に「水は方円の器に随う」¹¹⁾と著されている。また、平安時代の教訓書『実語教』¹²⁾に「水は方円の器に随い、人は善悪の友に依る」という嘉言があるが、方円の器、すなわち、容器が変えられれば、その中に入っている水も自分の姿を変えなければならない。水というのは、柔軟な物体で水自身の形状は存在しない¹³⁾。四角い入れ物（方）に入れられれば四角になり、円い入れ物（円）に入れられれば円くなる。戦国時代が終焉して平和な時代が到来した時、武士階級も自分達の体質を変えて、平和国家における役人に変質する事が、肝要となってくる。しかし、言うは易く行うは難く、少なくとも3代将軍徳川家光の時代までは、混乱が続いたといえよう。合戦を誇り合う武士は、幕府内において、次第に窓際に追いやられ、やがては昇降階段に出され、更に、倉庫に入れられ、果ては城の外に追い出されるという傾向を生んだのである。戦国時代を走り抜けた合戦経験者は、こういう状況に憤激した。その代弁者として、大久保忠教が『三河物語』¹⁴⁾を著している。門外不出とされたが、後に多くの武士によって写筆されている。

しかし、文官達も幕府が軍事政権である以上、武をわきまえた行動が必要とされた。同時に、彼らが、共通基盤とする理念が求められたのである。平和国家の理念を何に求めるか、が大きな問題であった。歴代の将軍達は、それを儒教に求めたといっても過言ではあるまい。戦国時代までの知的階級者は、全て僧侶であった。僧侶は、単に知識人というだけの存在ではなく、戦略書もかなり読んでいたと推考される。従って、戦国時代の

有力大名の側近は、ほとんど僧侶であったといえる。だが、時代が平和な世の中に移行していくと、代わって抬頭してきたのは、学者であった。特に、平和時に重用された学者として、林羅山が存在する。そして、羅山が登場した事により、それ以降、江戸幕府の首脳陣は、幕末まで学者が主導する事となったのである。そして、羅山が用いたのは、儒教の中でも「朱子学」であった¹⁵⁾。それゆえ、主として重視されたのは、孔子と孟子の教えであった¹⁶⁾。幕府の学者導入によって、諸大名達もこれにならった。江戸時代の幕藩体制下の思想や教育は、ほぼ完全に学者が主導する事となったのである。その結果、僧侶の社会的地位は、大きく後退する事となった。しかし、学者の社会的地位が高くなる事は、江戸時代の末期までなかった¹⁷⁾。

現在では等閑視されているが、江戸時代において、特に上に立つ者の心構えとして、『貞観政要』¹⁸⁾という著作が、熟読されていた。この著作では、君主と民の関係を「船と水」に例えている。すなわち、「水（民）は、船（君主）がよい政治をおこなっていけば、波も立てずに船を支えてくれる。しかしいったん悪政をおこなえば、水は怒って波を立て、場合によっては船をひっくりかえしてしまう」¹⁹⁾と。徳川幕府と諸大名主導者達は、この『貞観政要』における船と水の間を重視した。特に、我が国においては、幕府と諸藩の主税が、年貢という米の現物納入だったからである。その結果、米の生産者である農民を、強く意識しなければ、幕藩体制は維持できなかったのである。換言するならば、農民は重要な財源と認識されていた。

3. 農民生活の変化と幕藩体制の崩壊

幕藩体制下の支配階級は、「慶安御触書」²⁰⁾を始めとする諸規定を制定し、農民の生産と生活全般に渡る干渉を加え、幕府の支配体制を強化していった。他方、農民が米食を好み酒や煙草に対する嗜好が増進しつつあった趣も、看取る事ができよう。諸産業の発展と都市部の発達に伴って、商品流通と貨幣経済が活性化してくると、農民達にもそれが浸透して、農民の生活も大きく変化を

余儀なくされた。江戸後期の文化年間成立の『世事見聞録』²¹⁾でも、詳細に記されている。すなわち、この書物は、農民生活の奢侈化に対する規制を加えたものであるが、近來の農民生活は旧來の農民生活を忘れ、身分不相応の品を着用し、流行を追い、酒食道楽を好み、その本分である農業を怠るという傾向が、顕著になってきた事に対して、幕府が肅清を試みようとした規範としても利用された。江戸後期には、農民の生活がもはや以前のような簡素素朴なものではなかった、という実態を窺い知る事ができよう。

上述の農民の生活向上が見て取れる反面、年貢負担の過重に加えて、飢饉の災害も重なって、農民生活は困窮していくのである。しかし、一般庶民の生活が向上するに呼応するように、農民の経済生活が変化していった事は、疑いのない事実であろう。その中でも、同様な被支配階層である町民の奢侈的生活を觀るに及んだ農民は、自然と自己の欲望が増進して、衣食住の各方面に多くの費用を要する事となった。そのため、農民は窮迫した生活の中から、費用を捻出しなければならず、少しの失費も彼らの生活には、大きな波紋を描く結果とならざるを得なかった。更に、五公五民といわれていた年貢負担額の上納に加えて、助郷役やその他の諸役負担の貢納、あるいは、郡代と代官等の諸役人による圧政や、私曲による農民の諸役負担も、過重となったのである。加えて、天変地異の災害による飢饉のために、農民の生活が困窮を極める事も稀ではなかった²²⁾。

貨幣経済の浸透と天災地変の頻発等による凶作飢饉の多発や、幕藩体制の重税賦課と地主や高利貸の誅求等に起因して、農村の分解は激化の一途を辿り、人口の減退と階層分化によって生じた農民間の対立抗争及び農民の領主への反抗が多発し、激化していったのである。注目に値するのは、社会問題として生じた百姓一揆である。江戸時代の一揆は、全国各地で時代の経過と共に次第に頻発し、激化していったのである。

多数の百姓一揆が発生した原因は、米騒動や未食米等の救済要求、特権商人の排斥、領主や村役人との対立、小作騒動等の様々なものが挙げられるが、主要因は対権力関係から生じた年貢の重課

といってもよいであろう。当時の農民は、年貢を納める機械の如く考えられていたのであり、為政者が財政困窮状況に陥った場合の対策として、年貢の誅求を過酷にし、凶作に対する為政者の農民救済策が不備不能な場合、農民の不平不満が嵩じて、ついに爆発して、一揆や打ち壊しと呼ばれる集団的反抗行動となった。それゆえ、一揆は施政に、発言力を有しなかった農民が、窮迫した生活状態を打開するために、立ち上がった最後の積極的実行手段であったともいえよう。

上述の如く、百姓一揆は様々な要因によって惹起され、種々なる方法を用いて行われたが、こうした一揆は、農民が自己の生活を安定させるための、凶作時における減免や領主と、代官の苛斂誅求の排除にあり、それによって、農民生活の向上を図ろうとしたものであった。換言するならば、直面する農民生活に加えられた、圧迫を取り除く事が目的であり、それだけに、一時的性質のものでしかなかったのである。この事は、当時の幕藩体制にあって、農民自身が政治に加わり、あるいは、武家支配体制を打倒して、自分らの手に政権を収めようとする、積極的な目的を有した反抗運動ではなかったといえよう。当時においては、伝統的な身分や階級の思想が、深く農民自身にもしみ込んでいたのである。生活困窮の打開策として、一時は一揆で反抗しても、それがあつた程度、為政者によって緩和される事により、従來の農民生活に戻るものであつた。それゆえ、一揆は、幕末期には各地で頻発するが、変革の主体勢力とはなり得なかった。しかし、この一揆が頻発した事を、別の角度から考慮するならば、幕藩体制の経済的基盤を構成した、農民の反動を示すものであつた。その意味では、幕藩体制の衰退を物語る事柄ともいえよう。

江戸時代初期の幕府の財政的基盤は、徳川家康以來の關東新領6カ国内に設定した、直轄領農村に加え、大名改易等によって、設定された全国各地の直轄農村からの年貢米収納を中心に、佐渡、岩見及び伊豆等の直轄支配した主要な鉱山から、採取した金銀銅の独占収納と、それに伴う貨幣制度の推進や、天下の台所と称せられていた、大坂や外国貿易の唯一の港である、長崎等の主要都

市の直轄化からの諸税収入によって構築されていた。多方面から確立された幕府の財政収入は、その支出において、3代將軍徳川家光時代の日光廟の造営を始めとする、大土木工事や島原の乱の鎮圧等に、多額の経費を要したが、幕藩体制の権力者としての経済力を揺るがす事なく、安定していたといえよう²³⁾。

しかしながら、豊富な幕府財政も5代將軍徳川綱吉時代には、商品経済の浸透から従来の自給自足経済が、動揺するに至り、更に、幕府は佐渡等の金銀山枯渇による、鉱山収入の激減を始め、貿易利益の減少と明暦の大火からの復興費用支出から、財政窮乏が進行していく。加えて、財政窮乏は、綱吉の寺社造営と修理への費用捻出と、彼自身の放漫財政によって、一層進化したため、その財政再建のために、貨幣鑄造を実施したのである。だが、その結果は、貨幣価値の下落による物価高騰を惹起しただけであった。幕府と諸藩は共に財政難となり、幕藩体制は大きく揺るぎ始めた。そして、こうした幕府の財政状況は、6代將軍徳川家宣、7代將軍徳川家継時代にも、改善される事はおろか、悪化の一途を辿っていった。その結果、本格的な幕府の三大改革が、必要不可欠なものとなったのである。

4. 三大改革論研究の歴史的変遷

近世歴史学の研究は、資料を博搜し、誤謬なく解読し、正確に解釈して、歴史像を著す事の積み重ねである。そして初めて、学術書や研究論文として公刊され、学界に集う歴史研究者に、成果が共有されるようになる。更に、歴史像が定着すると、次に歴史教科書が書き換えられ、後世の歴史認識として、定着するようになっていく。上述のような歴史研究の成果が、段階を経て、社会に享受されていくのである。

従って、歴史資料が喪失されてしまうと、歴史学は成り立たなくなる。あるいは、限定された条件の下でしか、歴史像を描く事が不可能となる。そして、1945（昭和20）年8月に、第二次大戦の敗戦が決まるや否や、政府や陸軍等が機密文書の破棄を命じて、責任回避の証拠隠滅を図った

のだが、それに類似する公文書破棄や、改竄が実施された事は、深刻な問題であり、遺憾の極みといわざるを得ない²⁴⁾。

近世歴史学の研究領域は、極めて多岐に渡っている。明治期に近世歴史学を伝えたユダヤ系ドイツ人のリース（Ludwig Riess）によって、呱呱の声を挙げたといつてよい。それ以降、史料を基礎とした実証的歴史学の取り組みにより、我が国の近世史研究では、経済史、政治史及び社会史等の研究資料が蓄積されたのである。近世歴史学者の研究において、享保、寛政及び天保の三つの改革を三大改革とする解釈がいつ頃から始まったのかは、明確ではないとされている²⁵⁾。第二次大戦以前、幕府の三大改革を体系的に研究した著作は、『近世日本の三大改革』²⁶⁾が異数ではなからうか。早くも、書名に三大改革を用いている。その冒頭には、以下の記述が存在する。すなわち、「江戸時代は二百五十年の天下太平…その間に於いて自ら世態の変遷があり、政治の伸張弛廃があった。従って庶政改新の努力が払われたことも少なくないが、世に江戸時代の三大改革と称せらるものは、享保・寛政及天保の治が之である」²⁷⁾と。換言すると、江戸幕府による「庶政改新」の試みとして、三つの改革を三大改革と一括し、改革政策の内容と、変化及びその効果を論じている。そして、封建経済とは異質な貨幣経済の発展と、商人資本の抬頭という経済的変化を依憑として、三大改革による対応も、効果なく江戸幕府は崩壊した、という構成になっている。

第二次大戦以後、三大改革の嚆矢をなしたのは、『江戸時代の三大改革』²⁸⁾である。これも、三大改革を書名の一部に用いている。この著作は、単に、貨幣経済あるいは商品経済の発展と、幕府・藩の財政窮乏を説くのみではない。幕藩体制社会の危機を論じ、その対応策として、幕政改革を把握しようとする研究へと発展させ、三大改革の研究史上、極めて稀有な存在であった。しかしながら、三つの改革を幕藩制社会の危殆に対応する三大改革、として幕府の改革を纏めて理解するという視点においては、『近世日本の三大改革』と同様の主旨を有していたのである。この著作により、享保、寛政及び天保の改革の三大改革を、幕藩制

社会の危機に対応する三大改革として、一括して把握する三大改革論が、近世史研究の領域において、ほぼ完全に定着したといってもよい²⁹⁾。

その後、陸続する近世の研究書によって、江戸時代における享保、寛政及び天保の改革は、幕府の三大改革と理解する認識が一般化したのである。本稿では、18世紀から19世紀半ばまでの、経済及び財政的視点から、最も重要な三大改革に関して、江戸時代の時代区分と関連させながら、各改革の有する矛盾や危殆に瀕した状況に、いかに対応したかを明確にしよう。

5. 幕府の三大改革概論

江戸時代においても、「改革」という用語は使用されていたが、享保の改革、寛政の改革及び天保の改革というような呼称は、存在していなかった。更に、三大改革等という用語は使用されていなかった。三大改革は、近世を専攻とする歴史学者の造語に過ぎない。しかし、享保、寛政及び天保期の改革を、経済及び財政を主としたものと把握する方法は、江戸幕府の解釈によるものであるといつてよい。

(1) 享保の改革

7代将軍徳川家継の薨去は、重大な後継者問題を惹起した。直系の後継者は存在せず、既に6代将軍徳川家宣は、自分の死後は御三家から選ぶ意向を示していた。しかし、尾張徳川家にはその人物がなく、紀州徳川家から、徳川吉宗が望外の僥倖を得たのである。その際、近衛基熙の姫で、6代将軍家宣の正室であった天英院が、後継将軍決定の主導的役割を果たした。家継が急逝した4月晦日付で、天英院は、父近衛基熙に手紙を送っている。その手紙において、家継の重病により、吉宗に後見を申し入れ老中と間部詮房を同道して、吉宗が御錠口より大奥に通り、天英院と初めて対面した事を述べている。二人の対面の様子は、天英院の側に仕えた近衛家要人に伝えられた。すなわち、吉宗は辞退したが、天英院が「天下のため」であるゆえ、請けて欲しいと仰せられた事から、吉宗がすぐさまお請けした、と記されている³⁰⁾。

これが8代将軍徳川吉宗誕生の経緯である。まず、吉宗は幕府の権力機構を整える事に専念した。吉宗は間部詮房や新井白石等を罷免する一方、御用取次の役職を新設している。御用取次は、将軍と老中との間の取次を行う役職であり、吉宗の政策実行の手足の役割を果たしたのである。吉宗が取り組んだ第一の課題は、幕府の財政再建であった。財政再建の鉄則は「量入制出原則」³¹⁾の適用である。財政量入策として、新田開発と年貢増徴策を実行したが、「上米の制」によって、上米総額は年間で18万7千石余になり、9年間で168万石余りの増収となったのである。上米の制は、諸大名に参勤交代年限を半減する代わりに、将軍が借金をする事を意味し、吉宗には、屈辱とも感じさせるものであった³²⁾。しかし、それを実施する事によってでも、吉宗は、幕藩体制の維持のために、制度の充実を図ったといえよう。他方、財政支出の制出策として、吉宗も徳川綱吉や徳川家宣が、館林藩や甲府藩の家臣を大量に幕臣として採用したのと同様に、紀州藩から家臣204名を幕臣として登用した。幕府の窮乏化の要因の一つは、幕臣人件費の高騰にあった。更に、寺社修復と造営は、歴代将軍が実施してきた事から膨大な出費となって、累積の一途を辿っていたのである。そのため、吉宗は寺社修復費を、年間1千両に予算を限定した。加えて、吉宗は諸事儉約に努め、財政支出を削減したのである。

(2) 寛政の改革

1788(天明8)年3月、松平定信は老中首座から将軍補佐に昇進して、権限を磐石なものとした。更に、信頼できる譜代大名達を老中に就任させて、幕閣の枢軸を固めたのである。加えて、実務を担う奉行や、幕領代官に至る役職に就く旗本と、御家人の生活安定のために、1789(寛政元)年、札差に棄捐令を命じて、旗本と御家人が1784(天明4)年以前に行った借金を破棄させた。そして、定信は幕臣の生活を安定させた後、文武二道を奨励したのである。1790(寛政2)年に「寛政異学の禁」を發布し、湯島聖堂において、朱子学以外の古学派や折衷学派の異学を教授する事を禁じた。朱子学による講釈と会談の成果は、「学問吟味」³³⁾という学術試験によって、試される

ようになった。人材登用の道が開け、中下層の幕臣達が、地方の幕領代官になって農村復興に尽くし、その土地で名代官と顕彰される者まで出現した。

天明の飢饉に見舞われた陸奥、常陸及び下野等の地方では、耕作地を放棄して、働き場を求めて江戸に流入する農民も少なくなかった。1788(天明8)年、松平定信は出稼ぎを制限して、耕作に専念させたほか、年季の明けた奉公人達の帰村も督励している。更に、「旧里帰農奨励令」も発し、幕領、私領及び寺社領のいずれをも問わず、旧村に帰る者に旅費、食糧及び農具代を支給して、帰農を促したのである。定信政権は、封建制の基盤となる農村の復興に努めたが、農村が荒廃するのには、理由が存在すると思ったのである。その理由とは、風俗が緩み、農民の生産意欲が乏しいという事であった。その結果、定信は風俗取締りを命じた。朱子学を思想的基礎とする為政者である定信は、百姓は遊興に溺れず、米と麦作の農耕に奨励するべきであるとの念が、極めて強かったと推考される。しかし、百姓達は、商品生産や流通に利を求め、余裕のできた時の楽しみを見出す自由な発想を享受し始めていたのである。一方、幕府の財政困窮は深まるばかりで、定信の寛政の改革の必要性も、そこからの脱却にあったといえよう。寛政の改革の特徴は、内憂外患の体制的な危機を迎えた段階で実施されたため、幕藩体制と社会を成立させてきた諸要素を、また、再強化するための本格的な改革という事である。寛政の改革を、復古的改革、あるいは保守的改革といわざるを得ない、のも事実であろう。

(3) 天保の改革

1805(文化2)年に、関東取締出役を設置して、関東の農村における博徒や、無宿等の犯罪取締りに当たらせたり、1827(文政10)年、関東の農村に改革組合村を設ける事を命じたりしたが、幕府は江戸と周辺の関東の農村を連動したものとして、治安維持に努めた。しかしながら、1833(天保4)年から天保の大飢饉に襲われ、全国的な凶作と米不足に見舞われた。更に、1836(天保7)年も凶作で、甲斐国郡内地方や三河国加茂郡の幕領で、大規模な百姓一揆が惹起され、都留郡や国

中地方の一揆は、甲府の米穀商を打ち壊した。だが、動員された信州高島藩と、高遠藩の鉄砲隊によって鎮圧された。1837(天保8)年には、大坂で町奉行所の元与力であった、陽明学者大塩平八郎による武装蜂起も生じた。

危機が更に深まる中、1839(天保10)年、老中首座に就いた水野忠邦は、享保の改革と寛政の改革を模範とした、天保の改革の断行に踏み切った。学問と武芸を奨励し、奢侈の禁止を命じ、出版統制による風俗の取締りや、札差からの借金を無利子にする等、寛政の改革と共通した施策であった。更に、農村復興策であり、江戸の治安維持のために、人返令を発して、江戸の人別でない他所からの流入者を締め出し、帰郷を強制したのである。江戸を追い払われた無宿や浪人等は、関東の農村で物乞いや、金品をせびる合力を強いて、治安をますます深刻化させる事になった。

江戸幕府は、相模国の海岸防備を担わせていた川越藩の財政を支援する意図で、1840(天保11)年に、川越、庄内及び長岡三藩の領地を互いに入れ替える、三方領地替を命じたが、領民の抵抗もあって、翌年には撤回される事となった。結果として、幕府の命令が徹底できなかった事は、幕府に対する諸藩権力の自立を示す事となったのである。更に、1843(天保14)年に、幕府は上知令を発布し、江戸と大坂周辺の約50万石の地を直轄地にして、財政上と対外防備の強化を図ろうとしたが、これも抵抗され実施する事ができなかった³⁴⁾。天保の改革の挫折は、ただ単に、幕藩体制における幕府権力の衰退を、加速させたに過ぎなかったのである。

われわれは、江戸時代の人々が、現代と同じ人間だと見なしている。すなわち、江戸時代に背景を借りた映画や番組の中には、江戸時代だからというのではなく、人間の普遍性を描くための状況として、江戸時代を借りているものが多いといえよう。他方、江戸時代は、高い経済成長がみられる時代であるが、農業と商業の生み出した富を武士階級が吸い上げる事ができず、武士階級、すなわち、各藩が貧窮化していった時代と把握する事が可能である。武士階級が擁護されていたという認識には、修正が必要であろう。

6. むすびにかえて

享保の改革は、年貢増徴に成功して財政状況を改善させ、勘定奉行所を中心に、幕府の役所機構と裁判制度や法を整備し、1688年から1704年の元禄期以来の様々な矛盾に対応した。寛政の改革では、民衆支配に社会政策的な手法を採用し、外国や朝廷との関係を法で明確にし、枠組みを造る事等により、1781年から1789年の天明期末年における幕府の危機的状況を緩和し、それ以降の安定期を確立する事を可能とした。それに対して、天保の改革では、打ち出した諸政策の多くを、撤回せざるを得ない結果となったのである。換言するならば、内憂外患の本格的な体制的危機に対して、卓功のある対応が不可能であった。この事は、幕府が諸大名を指揮し、内憂と民族的な課題であった外患とに、対応すべき中央政府ともいべき幕府が、自らを強化する事に失敗した事をも意味している。

幕府権力が弱体化する一方で、江戸後期以降の諸藩における、藩政改革による自立化の動向が存在していた。そうした状況の中において、幕府が公儀として内憂外患の危機に、対応する意図で、諸藩と協調しながら、幕政を担当する方針を余儀なくされたのである。それが、寛政の改革以後、水野忠邦の政治を継承した老中阿部正弘の、いわば、阿部政権の下での幕政運営の方策であったといえよう。正弘は、開明的な諸大名や雄藩と称された大名達と協調し、諸大名の意見を徴しながら、更には、朝廷の意見をも拝聴しながら、幕政を推進した。しかし、幕府内部では、諸藩と協調しながら、幕府の公儀としての地位を維持するか、幕府中心の政権運営を厳守するかの意見の対立が、顕著なものとなっていった。

いつの時代でも、経済及び財政改革担当者は、その前の時代を悪政と厳しく批判し、担当した経世家や理財家を酷評し、改革の正当性を論じてきた。確かに、悪政といわれた時期には、賄賂や汚職が横行し、政治の腐敗と頹廢の現象が散見されている。しかし、改革担当者の言動に惑わされ、その前の政治は全て悪政であったと結論づけたり、財政及び経済改革の政治は、全く断絶した

ものと理解すべきではない。端的に言えば、悪政とは、改革担当者により下された評価の一つに過ぎない。江戸時代の幕藩体制では、危殆に瀕するその度に、幕府の改革が実施された。中でも、享保の改革、寛政の改革及び天保の改革が三大改革とされるが、この三大改革は、不思議な事に、1716（享保元）年から、約60年周期で繰り返されている。

註

- 1) 中村吉治『幕藩体制』山川出版社、1972年、1頁参照。
- 2) 藩という名称は、中国古代の封建制度において、帝王が家臣に侯伯等の爵位を与えると共に、領地を分けて治めさせ、朝廷の藩屏の任に当たさせた事に始まる。江戸時代の形勢がこれに似ていたので、儒学が発達するに従って、大名を諸侯といい、その領国組織を藩と呼ぶようになった（蔵並省自、實方壽義『近世社会の政治と経済』ミネルヴァ書房、1995年、71～72頁参照）。
- 3) 藤野保『日本封建制と幕藩体制』塙書房、1983年、1頁参照。
- 4) 拙書『近世における財政改革—濫觴編—』八千代出版社、2018年、2頁。
- 5) 葛洪撰、本田濟訳註『抱朴子』平凡社、2009年。中国の晋の道士である葛洪の著した書である。全編は106編といわれるが、現存しているのは、内編20編、外編50編、自叙2編である。317（建武元）年に完成している。葛洪は「道教は本、儒教は末」という道、儒二教併用の思想を有し、内編は、仙人の實在、仙薬の作り方、修道法及び道教の教理等を論じ、道教の教理を組織化したものとされ、外編は儒教の立場からの世事と人事に関する評論からなっている。
- 6) 「経」の字は「治」と同意語であり、本来、「国を治めて困窮している民を救う」の意を有する。しかし、「経国」は現在でいう政治を示し、これは国という概念が確立した段階での経済、換言するならば、政治経済（political

- economy) を意味するといつてよい。尚、『文中子（礼楽）』を出典とする説も存在する。
- 7) 本来、財政の「財」は、金、金銭、財産の意義を有し、「政」は、まつりごと、治める、整えるという語意をもつものである（大淵利男、大淵三洋『現代財政の理論』学文社、2000年、1頁参照）。
 - 8) しかしながら、対外的には、未だ平穩は訪れていなかった。例えば、1644（正保元）年、東アジアの外交秩序を維持していた、中国の明は一時、清に敗退したが、その後も江戸幕府に、明支援の軍隊派遣と武具の供与を求めている（高埜利彦「元禄時代と享保改革」高埜利彦編『近世史講義』筑摩書房、2020年、100～101頁参照）。
 - 9) 同上、102頁参照。
 - 10) 徳川家康は、大坂の陣の直後、1615（慶長20）年7月、年号を元和と変えた。すなわち、新しい時代の到来を告げた訳である。
 - 11) 出典は『韓非子』であり、外儲説左上に「君子たる者は猶盂のごときなり、民は猶水のごときなり。盂方なれば水方に盂圓なれば水圓なり」とある。
 - 12) 平安時代末期から、江戸時代にかけて刊行された著作で、広く流布した児童教育書である。作者は未詳であり、教伝等の中から格言を五言絶句48連に抄録し、寺小屋等の教科書として使用された。
 - 13) 豊臣秀吉の知恵袋であった黒田官兵衛（如水）の水五訓の最後に、似た記述が存在する。
 - 14) 徳川家康の業績を中心に、大久保一族の武功を記し、子孫に教訓を与えた書である。全3巻からなり、1622（元和8）年に草稿された。1626（寛永3）年に補訂され、素朴な文章で覚書風に書かれていた。
 - 15) 確かに、大宗を成したのは朱子学である。しかし、同時に我が国に導入された「陽明学」も、決して絶える事なく、地下水脈的に発展を続けた。
 - 16) 孔子の事を聖人と呼び、孟子の事を賢人と称す。従って、両者の教を「聖賢の道」という。
 - 17) 江戸時代、学者の多くは、「斎」という号を使用した。これは、医者に準じたものでしかない。
 - 18) 唐の太宗李世民と近臣が貞観時代に行った政治上の問答を集めた書であり、『貞観故事』ともいう。尚、玄宗の時、呉兢の撰になる。10巻、40編に分類されている。貞観は太宗の年号である。中国だけでなく、我が国でも古くから読まれていたとされる。
 - 19) 中国地方総合研究センター編『歴史に学ぶ地域再生』吉備人出版、2008年、20～21頁。
 - 20) 1649（慶安2）年に、江戸幕藩が農村を対象に公布した触書であり、全32条からなる。江戸時代を通じて、農民支配の根本原則となった法令であると同時に、農民の心得書でもあった。公儀法度や代官、名主及び組頭ら上級者への服従は基より、消費生活の細部まで規制し、封建制下の身分と階層性を強調した触書である。更に、農業技術の指示等を詳細に指導して、年貢の確保を図ったものでもあった。
 - 21) 江戸時代後期における評論書である。全7巻からなる。著者は、武陽隠士とあるが、本名は未詳である。1816（文化13）年の自序が存在する。徳川の治世が次第に権威を失い、奢侈を増長する方向に流れた事を、当時の武士、農民、寺社人、医業、公事訴訟、町人、遊女、歌舞伎芝居、米穀等の産物と山林等のあらゆる職業、風俗、生産等の見聞を通じ、儒教的見地に立って論評している。事実の指摘は極めて正確なものであり、近世歴史研究家にとって、当時の社会情勢を知る稀有な資料とされている。
 - 22) 蔵並省自・實方壽義、前掲書、173頁参照。
 - 23) 同上、185頁参照。
 - 24) 高埜利彦「おわりに」、前掲書、257～258頁参照。
 - 25) 藤田覚『近世の三大改革』山川出版社、2011年、13頁参照。
 - 26) 本庄榮治郎編『近世日本の三大改革』龍吟社、1944年。
 - 27) 同上、4頁。
 - 28) 津田秀夫『江戸時代の三大改革』弘文堂、

1956年。

- 29) 藤田覚、前掲書、13～14頁参照。
- 30) 高埜利彦、前掲論文、113頁参照。
- 31) 量入制出原則とは、現在の財政における、収支適合方法とは反対に、まず収入を量り、その範囲内に、支出を制限する事を意味する。詳細は、井手文雄『新稿 近代財政学』税務経理協会、1976年、13～17頁を参照されたい。
- 32) 高埜利彦、前掲論文、114頁参照。
- 33) 学問吟味は、中国の科学のような登用試験そのものではないが、試験の結果は幕臣の登用の参考にされた。
- 34) 柳谷慶子「武家政治を支える女性」高埜利彦編、前掲書、181頁参照。